

# 通達資料

快適トイレの導入に関する試行について

(令和3年10月12日付け事調第611号農政部農村振興局事業調整課長通知)の一部改正

## 1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和8年7月22日以降	令和8年9月24日以降

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>快適トイレの導入に関する試行について</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 快適トイレの設置                      (1) 標準仕様と付属品を満たすトイレを_____設置することを標準とする。                      (2) 【省略】</p> <p>4 快適トイレの仕様と付属品                      快適トイレとは、次の(1)及び(2)の各項目を全て満たすものとする。なお、(3)については、備えていればより快適になるので設置について検討すること。                      (1) 【省略】                      (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品                      1) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示                      2) <u>周囲からトイレの入口が直接見えないような工夫</u>                      3) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)                      4) 鏡付きの洗面台                      5) 便座除菌シート等の衛生用品                      (3) 【省略】</p> <p>5 【省略】</p> <p>6 入札公告__への記載について                      以下に記載例を示す。                      (入札公告__記載例)</p> <div data-bbox="130 1381 1190 1514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札に付する事項                              ( ) 本工事は、男女とも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> </div> <p><u>(削除)</u></p> <p>7 積算方法等                      (1) 【省略】                      (2) 快適トイレの費用は、<u>57,000</u>円/基・月を上限に「積算上の差額<sup>*1</sup>」を共通仮設費(営繕費積上分)<sup>*2</sup>に設計変更にて計上する。                      ※1：実際にかかる費用から10,000円/基・月(従来品)を除いた額                      ※2：建築工事にあつては、共通仮設費(工事施設費)に積上げるものとする</p>	<p>快適トイレの導入に関する試行について</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 快適トイレの設置                      (1) 標準仕様と付属品を満たすトイレを<u>男女別で各1台</u>設置することを標準とする。                      (2) 【省略】</p> <p>4 快適トイレの仕様と付属品                      快適トイレとは、次の(1)及び(2)の各項目を全て満たすものとする。なお、(3)については、備えていればより快適になるので設置について検討すること。                      (1) 【省略】                      (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品                      1) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示                      2) <u>入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</u>                      3) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)                      4) 鏡付きの洗面台                      5) 便座除菌シート等の衛生用品                      (3) 【省略】</p> <p>5 【省略】</p> <p>6 入札公告<u>等</u>への記載について                      以下に記載例を示す。                      (入札公告<u>等</u>記載例)</p> <div data-bbox="1383 1381 2442 1514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 入札に付する事項                              ( ) 本工事は、男女とも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> </div> <p><u>(入札説明書記載例)</u></p> <div data-bbox="1383 1556 2442 1688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>1 入札に付する事項</u>                              ( ) <u>本工事は、男女とも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</u></p> </div> <p>7 積算方法等                      (1) 【省略】                      (2) 快適トイレの費用は、<u>51,000</u>円/基・月を上限に「積算上の差額<sup>*1</sup>」を共通仮設費(営繕費積上分)<sup>*2</sup>に設計変更にて計上する。                      ※1：実際にかかる費用から10,000円/基・月(従来品)を除いた額</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>削除</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(3) <u>設置基数を現場毎に必要な性を協議の上、決定する。</u></p> <p>(4) ハウス型等の _____ 場合、 _____ 入口が別になっている場合に限り、<u>入り口別に 57,000 円／基・月</u>を上限まで計上可能する。</p> <p>(5) 【省略】</p>	<p>※2：建築工事にあつては、共通仮設費（工事施設費）に積上げるものとする</p> <p>(3) <u>男女別で 1 台ずつ計 2 台まで計上できるものとする。(102,000 円／2 基・月が上限)</u></p> <p>(4) ハウス型等の <u>男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口 _____</u> になっている場合に限り、<u>1 ハウスで 102,000 円／基・月</u>を上限まで計上可能する。</p> <p>(5) 【省略】</p>	<p>字句の追加 字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----